禁止地域

※適用除外を除き、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない地域

1 条例第3条第6号の市長が指定する地域は、次に掲げる地域とする。

次に掲げる道路に接続する両側500メートル以内の地域で当該道路から展望できる場所

	が内内のの Tバッパインとは、当体造品が ジ及主でしる場所
路線名	区間
県道鳥取鹿野倉吉線	大原字荒田河原5-2地先から広栄町1000-7地先まで
県道倉吉江府溝口線	関金町明高字野中982-5地先から関金町野添字笹が平ル467地先まで
県道東伯野添線	全区間

許可地域のうち指定地域

※道路、鉄道の両側100mについて、野立ての広告物に対する規制を実施している地域。

1 次に掲げる道路

1 人に別りる短時	
路線名	区間
自動車専用道	全区間
一般国道179号	全区間
一般国道313号	寺谷字八幡山620-2地先から丸山町字一丁目479-3地先まで、中河原字 道久橋523-15地先から関金町安歩字下大向97-29地先まで及び関金町 関金宿字大坪山1653-1地先から関金町山口字浅井奥1942地先まで
県道鳥取鹿野倉吉線	大原字大開1000-6地先から八屋字中河原359-2地先まで
県道倉吉青谷線	上井町一丁目10-14地先から山根字大平64-6地先まで
県道倉吉由良線	全区間
県道倉吉江府溝口線	関金町安歩字金谷渡り393-5地先から関金町明高字宇野中965-1地先まで

2 次に掲げる鉄道

 <i></i>	
路線名	区間
西日本旅客鉄道株式会社 山陰本線	全区間

家屋連担区域

- 1 倉吉市都市計画区域のうち都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する 用途地域が定められている区域
- 2 次の表の左欄に掲げる道路から展望できる地域のうちそれぞれ同表の右欄に掲げる地域内の家屋 連担区域

路線名	区間
一般国道313号	福山、石塚、上古川、蔵内、小鴨、中河原、不入岡及び和田の地域
県道倉吉由良線	和田及び不入岡の地域
県道倉吉江府溝口線	関金町安歩及び関金町大鳥居の地域